

# 山口県報

平成20年  
3月18日  
(火曜日)

## 目次

規則

山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....一

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(市町課).....一

山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則の一部を改正する規則(医務保険課).....二

薬事法施行細則(薬務課).....二

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課).....五

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築指導課).....六

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正(二件).....六

県議会訓令

議会事務局に勤務する現業職員の自己啓発等休業に関する規程.....七

議会事務局に勤務する現業職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令.....七



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第十四号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正す

第三百一条第一号の表を

山口県公立大学 法人評価委員会	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第二項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に關することその他同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	学事文 書課
--------------------	--	-----------

を

山口県公立大学 法人評価委員会	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第二項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に關することその他同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	学事文 書課
--------------------	--	-----------

に改める。

山口県公益認定  
等審議会

山口県公益認定 等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五十条第一項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	学事文 書課
-----------------	--	-----------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す

平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第十五号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中、「美祢市又は美祢郡美東町若しくは秋芳町」を「又は美祢市」に改める。

附則

この規則は、平成二十年三月二十一日から施行する。

山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第十六号

山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則の一部を改正する規則

山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則（平成十七年山口県規則第四百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。

第三条第二号中「第八十二条第一項」の下に「特定健康診査等及び同項」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

薬事法施行細則をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第十七号

薬事法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の施行について、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）及び薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録販売者試験)

第二条 省令第百五十九条の四第二項の規定による公示は、山口県報に登載して行うものとする。

第三条 省令第百五十九条の五第一項の申請書は、登録販売者試験受験願書（別記第一号様式）によらなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、当該申請書を提出した者に受験票を交付するものとする。

(合格の通知及び公示)

第四条 省令第百五十九条の六の規定による通知は、合格証（別記第二号様式）によりするものとする。

2 省令第百五十九条の六の規定による公示は、掲示その他の方法により行うものとする。

(合格証の再交付)

第五条 登録販売者試験に合格した者（以下「試験合格者」という。）は、合格証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、合格証の再交付の申請をすることができる。

2 前項の申請は、合格証再交付申請書（別記第三号様式）を知事に提出することによって行うものとする。この場合において、再交付の申請が合格証の破損又は汚損によるものであるときは、当該申請に係る合格証を添えなければならない。

(合格証の返納)

第六条 試験合格者は、合格証の再交付を受けた後亡失した合格証を発見したときは、速やかに、合格証返納書（別記第四号様式）に当該合格証を添えて知事に返納しなければならない。

(販売従事登録証の返納)

第七条 省令第百五十九条の十二第四項又は第百五十九条の十三第二項の規定による販売従事登録証の返納は、販売従事登録証返納書（別記第五号様式）に当該販売従事登録証を添えてしなければならない。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

別記  
第1号様式 (第3条関係)

登録販売者試験受験願書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
住所  
氏名

(電話 局 番)  
年 月 日 生

下記のとおり 年の登録販売者試験を受けたいので、薬事法施行規則第159条の5第1項の規定により、関係書類を添えてお願いいたします。  
記

本籍地都道府県名 (日本国籍を有していない者については、その国籍)	
性 別	男 ・ 女

山口県収入証紙はり付け欄  
(消印しないこと。)

添付書類

- 1 薬事法施行規則第159条の5第2項各号のいずれかに該当することを証する書類
  - 2 写真 (縦4センチメートル、横3センチメートルとし、出願前6月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)
  - 3 その他 ( )
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式 (第4条関係)

第 号

合 格 証

本籍地都道府  
県名 (国籍)  
氏 名

年 月 日 生

年の登録販売者試験に合格した者であることを証します。

年 月 日

山口県知事

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式 (第5条関係)

合格証再交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

年 月 日生

(電話 局 番)

下記のとおり合格証の再交付を受けたいので、葉事法施行細則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

合格番号及び合格年月日	第 号	年 月 日
再交付を受けようとする理由	1 破損 2 汚損 3 亡失	
破損し、汚損し、又は亡失した年月日	年 月 日	
破損し、汚損し、又は亡失した理由		

添付書類

再交付の申請が破損又は汚損によるものである場合にあっては、当該申請に係る合格証

注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

2 「再交付を受けようとする理由」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式 (第6条関係)

合格証返納書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

返納者 住所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり葉事法施行細則第6条の規定により合格証を返納します。

記

合格番号及び合格年月日	第 号	年 月 日
-------------	-----	-------

添付書類

合格証

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式(第7条関係)

販売従事登録証返納書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

返納者 住所 氏名

(電話

局 番)

下記のとおり業事法施行規則第159条の12第4項の規定により販売従事登録証を返納します。

記

登録番号及び登録年月日	第 号 年 月 日
返納の理由	1 販売従事登録証の再交付を受けた後、亡失した販売従事登録証を発見した。 2 販売従事登録を削除された。

注 「返納の理由」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十八号

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 申込者の扶養する心身障害者が県の区域外に住所を有する者である場合は、当該心身障害者の住民票の写し

第七条第一項第一号八中「第十条の二第一項第一号及び」の下に「第二号並びに」を加える。

第十条の二第一項第一号中「及び心身障害者」を「が県の区域外に住所を有する者である場合は、当該加入者」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 心身障害者が県の区域外に住所を有する者である場合は、当該心身障害者の住民票の写し

第十一条第四項に次のただし書を加える。

ただし、当該年金受給権者が県の区域内に住所を有する者であるときは、住民票の写しの添付を要しないこととする。

住民票一町様名の添付書類一(二)を次のように改める。

(1) 申込者の扶養する心身障害者が県の区域外に住所を有する者である場合は、当該心身障害者の住民票の写し

住民票十町様名の(一)の添付書類一「及び心身障害者」を「が県の区域外に住所を有する者である場合は、当該加入者」に改め、同添付書類中二を三とし、一の次に次のように改める。

2 心身障害者が県の区域外に住所を有する者である場合は、当該心身障害者の住民票の写し(知事に届け出ている氏名が住民票に記載された氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)を住民票十町様名の(二)備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。 」を

「注 「請求区分」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。」「改める。」  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4とする。」「改める。」  
版記第 一七 号 第 一 号

現 況	
-----	--

現 況	生活の状況の概要	1 施設入所 (種類 ) 2 入院 3 在宅 4 その他 ( )
	就労又は就学の状況	1 就労 2 特別支援学校 3 特別支援学級
現 況	年金管理者の有無	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 ( ) 2 無

「備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4とする。」「改める。」  
「注 「現況」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。」「改める。」  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4とする。」「改める。」  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。」

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

**山口県規則第十九号**

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（平成十四年山口県規則第二号）の

部を次のように改正する。  
別表第一周南市の項を削る。  
別表第一周南市の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。」



**山口県公安委員会告示第六号**

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。」

平成二十年三月十八日

山口県公安委員会

表山口県光警察署の部熊毛交番の項所管区の欄中「のうち」の下に「新清光台二丁目、新清光台二丁目、新清光台三丁目、新清光台四丁目、清光台町、」を加え、同表山口県山口警察署の部維新公園交番の項所管区の欄中「穂積町」の下に「吉敷中東一丁目、吉敷中東二丁目、吉敷中東三丁目、吉敷中東四丁目、吉敷下東一丁目、吉敷下東二丁目、吉敷下東三丁目、吉敷下東四丁目」を加え、同表山口県宇部警察署の部西岐波交番の項所管区の欄中「今村南三丁目」の下に「今村北一丁目、今村北二丁目、今村北三丁目、今村北四丁目、今村北五丁目」を加え、同表山口県長府警察署の部前田警察官駐在所の項位置の欄中「前田一丁目」を「前田二丁目」に改め、同部王喜警察官駐在所の項位置の欄中「大字宇津井」を「王喜本町二丁目」に改める。」

**山口県公安委員会告示第七号**

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。」

平成二十年三月十八日

山口県公安委員会

表山口県下関警察署の部西部交番の項の次に次のように加える。



平成二十年三月十八日印刷  
發行

發行  
行人所

山口  
山口  
県  
知事  
庁

定価一箇月  
金二千七百円（送料共）